

機関誌「非破壊検査」投稿規則

制定	平成 4 年 5 月 20 日	改正	平成 14 年 3 月 15 日	改正	平成 18 年 10 月 27 日
改正	平成 9 年 1 月 22 日	改正	平成 18 年 5 月 9 日	改正	平成 20 年 7 月 4 日
				改正	令和 7 年 5 月 20 日

1. 目的 一般社団法人日本非破壊検査協会（以下、本会という）は広く非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野に役立つ研究結果及び情報を本会会員に提供すると共に、会員間の意思の疎通及び相互の啓蒙を図ることを目的として、機関誌「非破壊検査（Journal of The Japanese Society for Non-Destructive Inspection）」（以下、会誌という）を年間 12 回発行する。会誌への投稿はこの規則に基づいて行わなければならない。
2. 投稿資格 投稿原稿の著者（連名の場合には最低 1 名）は以下のいずれかに該当する者とする。依頼原稿はこの限りではない。
 - (1) 正会員 (2) 学生会員 (3) 賛助会員 (4) 名誉会員
3. 著作権 投稿原稿及び依頼原稿の著作権の取り扱いは次のとおりとする。
 - (1) 会誌に掲載される原稿の著作権は、原稿の種類を問わず、すべて本会に帰属する。
 - (2) 原稿を投稿する者は、その原稿の掲載が決定された場合は著作権のすべてを本会に譲渡する旨の文書を、投稿時に編集委員会へ提出する。ただし、原稿の翻訳など二次的著作物の作成に関する権利は著者に留保する。
 - (3) 複数の著者によって執筆される原稿は、あらかじめ著者間で選出した代表者が本会への著作権譲渡の手続きを行う。
 - (4) 投稿される原稿のなかに著者が著作権を有していない図表等が含まれており、その利用形態が引用の範囲を超えている場合は、著者自身が著作物利用の許諾を文書で得て、その写しを投稿時に編集委員会へ提出する。
 - (5) 本会が著作権の譲渡を受けたあとも、著者は本会の許諾なしに会誌に掲載された原稿を自由に利用することができる。ただし、全文を複製して他の有償で配布される出版物に転載する場合は、あらかじめ本会へ文書によって申し出て、本会の許諾を得なければならない。
 - (6) 本会もしくは著者以外の第三者が会誌に掲載された原稿を著作権法で認められている範囲を超えて利用する場合は、あらかじめ本会へ文書によって申し出て、本会の許諾を得なければならない。また、その原稿が会誌に掲載されたものである旨を明示しなければならない。
 - (7) 会誌に掲載された原稿について、著作権侵害、名誉棄損等の訴訟、またはその他の紛争が生じた場合は、当該著者を当事者とする。
4. 原稿の種類と長さ 会誌に掲載される原稿は投稿原稿（論文を含む）、依頼原稿、会務原稿とする。
 - 4.1 論文 2. に示した資格を有する者が投稿する原稿で、非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究、又は技術・装置の開発等に関して下記の(1)、(2)あるいは(3)のいずれかのカテゴリーに属する和文あるいは英文で書かれた原著であるもの。原稿の長さは原則として刷上りで 6 ページ以内とし、8 ページを超える原稿は受理しない。
 - (1) 学術論文
学術的成果をまとめた、創造性、新規性、重要な発見・結論を有するもの。
 - (2) 技術論文
技術的成果をまとめた、有益なデータ、有益な技術・材料の改良、技術の実用性、他分野への応用・可能性に価値が認められるもの。創造性、新規性に乏しくても構わないが、単なるデータの蓄積、材料や技術の比較等の場合は、「研究調査資料」への種別の変更を求めることがある。
 - (3) 萌芽論文
萌芽的な取り組みをまとめた、将来の発展が期待できるもの。独創性か新規性が備わっており、学術または技術論文として完成される見込みのあるものは、論文としての完成度、データ、及び検討が多少不足していてもそれを厳密には問わない。
 - 4.2 論文以外の投稿原稿 2. に示した資格を有する者が投稿する原稿で、種類は次のとおりとする。
 - (1) 研究調査資料
非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究、又は技術・装置の開発・改良に関するもの、及びこれらに関する提案、指針、見解、調査結果等で、利用価値の高い情報を含む和文あるいは英文で書かれた原著であるもの。原稿の長さは原則として刷上り 6 ページ以内とする。
 - (2) 研究速報
非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究・技術開発・製品開発等に関する速報、

又は新規性がある学術的もしくは技術的提案等で、和文あるいは英文で書かれた原著であるもの。
原稿の長さは原則として刷上り2ページ以内とする。

(3) トピックス

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の技術的情報を含み、会員にとって役立つと考えられるもの。例えば、現場計測でのノウハウや海外技術協力におけるエピソードなど。原稿の長さは原則として刷上り2ページ以内とする。

(4) 会員の声

本会及び非破壊検査全般に関する率直な意見・提案等に関するもの。原稿の長さは原則として刷上り1/2ページ以内とする。

(5) その他

上記以外の内容で編集委員会が適当と認めたもの。

4.3 依頼原稿 編集委員会が依頼する原稿で、種類は次のとおりとする。

(1) 巻頭言

原稿の長さは原則として刷上り1ページとする。

(2) 総説

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連した分野の研究・技術等について総合的に論じたもの。原稿の長さは原則として刷上り8ページ以内とする。

(3) 解説

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連した分野の研究・技術等についてわかりやすく述べたもの。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(4) 報告

部門・各種委員会等における研究活動の展望・報告等。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(5) 講座

原則として2回以上にわたって掲載される初心者向けのもの。1回の原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(6) 連載

2回以上にわたって連載される会員にとって有益な情報の提供を目的とするもの。1回の原稿の長さは原則として刷上り4ページ以内とする。

(7) 資料

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究・参考資料・提案・調査結果等で、利用価値の高いもの。原稿の長さは原則として刷上り8ページ以内とする。

(8) 随筆

回想・見聞記・提案・意見など。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(9) 協会だより

本会に関連の深い国際活動、標準化活動、研究活動、出版活動、教育活動及び認証活動等に関するもの。ここで研究活動は部門、各種委員会などの活動をいう。原稿の長さは原則として刷上り1ページ以内とする。

(10) その他

上記以外の内容で編集委員会が適当と認めたもの。

4.4 会務原稿 本会からの公示、報告事項、事務局からの連絡事項、サービス等に関する原稿で、種類は次のとおりとする。

(1) 会告

(2) 予告

(3) お知らせ

(4) 会の動き

(5) その他、編集委員会が適当と認めたもの。

4.5 原著について 論文、研究調査資料、研究速報は国内外で発行されている刊行物もしくは一般に公開されているWebサイトにその内容が未掲載かつ投稿中でないものに限る。ただし、下記の内容は原著として投稿できる。

(1) 会誌に掲載された「研究速報」の内容（論文としての投稿に限る）

(2) 査読を経ずに抄録として掲載もしくは投稿された内容

(3) 本会（部門及び支部を含む）が主催もしくは共催・協賛する学術講演会等（連携して実施する企画を含む）の論文集又は資料集等に掲載もしくは投稿された内容

(4) 大学や企業等が発行する紀要・技報に掲載もしくは投稿された内容

(5) 大学等の卒業論文・修士論文・博士論文の内容

5. 原稿の構成 原稿の構成は次の表のとおりとする。原則として英文要旨、図表のキャプション、図は

いずれも本文中に割り付けるものとする。論文、研究調査資料、研究速報及びトピックス以外については特に規定しない。

原稿の構成

	論 文	研究調査資料	研究速報 ・トピックス
表紙（原稿票）	必要事項をA4用紙に記述 （用紙はJ S N D I ホームページ上より入手可能）		
英文要旨	200 語以内	不要	不要
本 文	日本語又は英語	日本語又は英語	日本語又は英語
	刷上がり 6 ページ以内 を原則とし、最大 8 ページ まで認める （英文概要及び図表を 含む）	刷上がり 6 ページ以内 を原則とする （図表を含む）	刷上がり 2 ページ 以内を原則とする （図表を含む）
図表のキャプション及び図表中の文字（写真も図として取り扱う）	英語に限る	英語又は日本語	英語又は日本語

6. 執筆要領 原稿の執筆および提出方法は別に定める『機関誌「非破壊検査」の執筆要領』に従うものとする。
7. 原稿の提出先と受付日
- 7.1 原稿の提出先は次のとおりとする。
一般社団法人 日本非破壊検査協会 学術課気付 編集委員会
- 7.2 原稿の受付日 原稿の受付日は、原稿が本会編集委員会に到着した日とする。ただし、投稿規則に合致しない原稿は受理されないことがある。
8. 校閲 原稿は編集委員会が選出した校閲委員によって校閲される。部分的な修正又は削除を求められた原稿が返送の日から 1 ヶ月以上経過して再提出された場合は、原則として新規に投稿されたものとみなす。また、期限内に再提出された原稿でも、内容の変更が著しい場合には、編集委員会は著者に対して再提出時の日付の記載、あるいは受付日の変更を求めることがある。
9. 採否 原稿の採否は編集委員会が決定する。
10. 著者校正
- (1) 初校は著者の責任において校正を行う。著者校正は原則として初校に限る。
- (2) 校正は原則として誤植箇所に限る。
11. 掲載料及び別刷料 投稿原稿が会誌に掲載された後に著者は本会所定の手続きに従って速やかに規定の掲載料を本会に納入しなければならない。また、掲載物の別刷を希望する場合には規定の別刷料を本会に納入しなければならない。
掲載・別刷料金及びその納入方法は附則に定める。

附則 1. 掲載料及び別刷料金

(1) 掲載料金表

著作物の種類	6 ページ以下	7 ページ以上
論 文	1 ページにつき 7,000 円	1 ページにつき 14,000 円の割合で加算
研究調査資料	1 ページにつき 7,000 円	1 ページにつき 14,000 円の割合で加算
研究速報	一編につき 20,000 円	
トピックス・会員の声・その他	無 償	

(2) 別刷料

- 1) 別刷が必要な場合には希望部数を著者校正の際に申し込まなければならない。
- 2) 別刷料は投稿・依頼原稿ともに 30 部毎に 6,000 円とする。

(3) 掲載料及び別刷料の納入方法

- 1) 本会からの請求後、掲載料及び別刷料を指定口座に振り込まなければならない。
-